

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	細街路拡幅整備事業		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
			担当者名	上村	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	細街路拡幅整備助成費（01-01-02） 細街路拡幅整備事務費（01-01-03）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例	
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]				
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]				
	施策	快適な住環境の形成[08-02]				
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。					
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者。対象細街路延長2.32Km(両面)。24年度末現在8.6Km拡幅整備済。整備率37%。					
内容	<p>建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。</p> <p>整備の円滑化を図るための支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 助成金の交付 <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の整地の助成（ガス・水道等の移設経費）@30,000/m² ブロック塀・擁壁の移設の助成@10,000/m すみ切り部分の整地の助成@60,000/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@29,400/件で業務委託 					
経過	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 平成20、21年 指定道路図及び指定道路調書作成委託 細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の閲覧 					
必要性	建築基準法が昭和25年から施行されているが、道路中心から2m後退した部分が保たれていないのが実情であった。事業に対する法的強制力はないが、建築主や土地所有者の理解と協力を得て着実に拡幅整備が進捗しており、2項道路後退には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。					
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築確認事前相談時に細街路拡幅整備事業の説明をする。 建築確認申請に併せて拡幅整備承諾書を受理する。 建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。（道路公園課へ依頼） 拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。 					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	31,504	110,961	110,062	33,442	33,693	32,125	32,151	
決算額（25年度は見込み）	29,722	107,415	108,104	31,700	30,056	29,849	32,151	
人件費等	21,592	21,434	20,443	22,010	21,386	20,897		
減価償却費				8,715	9,330	9,681		
【事務分担量】（%）	310	310	300	300	300	300		
合計（+ +）	51,314	128,849	128,547	62,425	60,772	60,427	32,151	
国（特定財源）	0	38,745	39,900	3,000	7,468	6,916	7,363	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0		
一般財源	51,314	90,104	88,647	59,425	53,304	53,511	24,788	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	整備件数（件）	237	246	173	200	214	213	213
	整備延長（m）	2,293	2,446	1,641	1,925	2,189	2,137	2,137
	整備面積（m ² ）	1,354	1,487	849	1,111	1,280	1,301	1,301
	すみ切り整備（ヶ所）	34	42	33	32	32	28	28

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	後退用地整備助成	23,133		後退用地整備助成	23,358	後退用地整備助成
一般需用費	消耗品、印刷製本	1,059		消耗品、印刷製本	949	消耗品、印刷製本	1,093
委託料	後退用地非課税申告	3,260		後退用地非課税申告	2,969	後退用地非課税申告	3,927
委託料	指定道路図保守委託	2,573		指定道路図保守委託	2,573	指定道路図保守委託	2,573

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	後退用地整備率（%）	35	36	37	38	年間1%増	整備延長/整備対象道路延長両側
	拡幅整備承諾率（%）	84	90	93	95	95	承諾書受理/承諾書対象件数
	公共施設後退整備率（%）	76	77	78	79	80	整備延長/整備対象道路延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ・密集住宅市街地整備促進事業の他に、20年度から都市防災総合推進事業が導入された。 ・既存公共施設での後退整備が遅れている。整備対象公共施設は145施設あり、その施設にかかる対象道路延長5,894mのうち4,523mが整備済である。（整備率76.7%、107施設整備済）
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 22区実施率：90.9% （条例10区、要綱10区）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築確認申請時の他に、駐車場等の敷地所有者へも調査し、職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解してもらい協力を要請していく。	建築確認申請時の他に、駐車場等の敷地所有者へも調査し、職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解してもらい協力を要請していく。
密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が導入されているので、この事業を活用していく。特区の荒川2・4・7丁目地区の縁石整備済の敷地をL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進していく。	密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が導入されているので、この事業を活用していく。特区の荒川2・4・7丁目地区の縁石整備済の敷地をL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進していく。
未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。	未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
		担当者名	蓮池	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	建築指導事務費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 41 年度	根拠法令等	建築基準法、都市計画法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は移転を計画する者及び既存建築物の所有者等				
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうかを、工事着工前に審査し、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事等の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定証明等の交付を行う。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和25年5月24日 建築基準法が制定された。（11月23日施行） ・平成14年7月12日 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。（平成15年7月1日施行） ・平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月21日 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等、建築基準法が改正された。 ・平成19年6月20日 改正建築基準法が施行された。 ・平成19年6月20日 構造計算適合性判定機関が認可された。（11機関） ・平成22年3月 2日 建築基準法施行規則が改正された。（6月1日施行） 				
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	15,323	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677	3,915	
決算額（25年度は見込み）	3,711	3,883	2,997	4,599	3,429	2,561	3,915	
人件費等	100,161	103,966	100,421	110,676	110,518	107,388		
減価償却費				42,995	46,834	48,889		
【事務分担量】（%）	1,230	1,320	1,436	1,480	1,522	1,515		
合計（+ +）	103,872	107,849	103,418	158,270	160,781	158,838	3,915	
国（特定財源）								
都（特定財源）	121	121	121	121	121	121	121	
その他（特定財源）	16,881	14,611	10,753	10,655	9,354	9,531	9,799	
一般財源	86,870	93,117	92,544	147,494	151,306	149,186	-6,005	
事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
実績の推移								
建築確認申請数（区）	205	195	141	138	122	118	118	
建築確認申請数（民間確認機関）	332	359	357	481	498	494	494	
違反等件数	89	83	87	61	107	84	84	
証明発行件数	2,351	1,868	2,346	2,076	2,063	2,428	2,428	
閲覧件数	1,938	2,061	2,351	3,322	3,656	4,674	4,674	
構造計算適合性判定件数	14	16	9	14	9	2	9	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
	一般需用費	消耗品購入(図書等)	320	320	消耗品購入(図書等)	264	264	消耗品購入(図書等)
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	91	91	特定行政庁団体賠償責任保険料	87	87	特定行政庁団体賠償責任保険料	87
委託料	特定建築物定期報告等委託	1,271	1,271	特定建築物定期報告等委託	1,567	1,567	特定建築物定期報告等委託	1,814
	構造計算判定委託	1,656	1,656	構造計算判定委託	552	552	構造計算判定委託	1,541
使用料及び賃借料	建築行政共用データベース利用料	91	91	建築行政共用データベース利用料	91	91	建築行政共用データベース利用料	110

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	完了検査実施率	85%	96%	94%	94%	94%	検査済件数 / 確認申請件数

問題点・課題 (指標分析)	<p>1 平成17年11月に明らかとなった構造計算書偽装問題を契機に、建築物の安全性の確保を図るための関係法令が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務適正化、建築士の業務適正化並びに罰則強化等で、倫理のより一層の充実と法令遵守の徹底が求められる。</p> <p>2 平成19年6月以降、構造計算適合性判定機関が認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認作業に時間がかかるため、業務の円滑化が課題となっている。平成22年6月施行の建築基準法施行規則の改正に伴い、区が新たに策定した「円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書」に基づき、円滑な建築確認手続き、迅速化を推進していく必要がある。</p>
	他区の実況

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築物の安全性の確保を図るため、確認済証交付時、建築主に完了検査を受検するよう、啓発文書を配布する。	建築確認手続きなどの機会を捉えて、建築主への啓発を継続するとともに、検査率の向上に向け検討する。
建築確認受付台帳の電子化の維持、促進をするとともに、専門相談や問い合わせに迅速に対応できる体制確保と人材の強化を図る。	引き続き建築確認受付台帳の電子化の維持、促進をするとともに、専門相談や問い合わせに迅速に対応できる体制確保と人材の強化を図る。
指定確認検査機関への指導、監督を行うとともに、指定構造計算適合性判定機関との連携体制等について検討する。	引き続き指定確認検査機関への指導、監督を行うとともに、指定構造計算適合性判定機関との連携体制等について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
継続	継続	区民の生命、健康、財産の保護を図るためにも建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	応急危険度判定員制度		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
			担当者名	長田	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	応急危険度判定費(01 02 01)					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	7年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱、荒川区被災建築物応急危険度判定要綱、東京都防災ボランティアに関する要綱	
終期設定	有	無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害時における体制の強化[11-01]				
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。					
対象者等	震災により被災した区内建築物					
内容	<p>震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる建築物の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員167名 うち、区職員36名） 荒川区被災建築物応急危険度判定委員会（以下、「区判定委員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、連絡訓練を行う会(会員79名) 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる <p>区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める 判定員数等は、平成25年3月現在</p>					
経過	<p>平成13～25年度 年1回区判定委員会を実施 平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加 平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成19年 7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）</p>					
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次災害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	32	32	32	32	32	32	32	
決算額（25年度は見込み）	6	5	3	3	3	4	32	
人件費等	2,562	2,541	2,443	2,616	2,541	2,478		
減価償却費				872	933	968		
【事務分担量】（%）	30	30	30	30	30	30		
合計（+ +）	2,568	2,546	2,446	3,491	3,477	3,450	32	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	2,568	2,546	2,446	3,491	3,477	3,450	32	
実績の推移	事項名							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	区判定員会総会出席者	40	25	20	19	22	25	30

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	判定員総会講師謝礼	0	判定員総会講師謝礼	0	判定員総会講師謝礼	26
食糧費	判定員総会賄	3	判定員総会賄	4	判定員総会賄	6	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	区判定員会会員数	70	80	80	85	90	最終目標 100名

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化する必要がある。 ・震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 ・震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。 ・転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
新たに東京都防災ボランティアに登録した区在住・在勤の判定員に対し、区判定員会への入会を促す。	区判定員会会員数100名体制を構築するために、未加入の区内在住在勤の判定員にも入会を促していく
年1回の総会において、より実践的な講習会等を実施し、区判定員の技術の向上を図る。	模擬訓練等を通じ、判定員相互の連携強化を図りつつ、更なる技術向上を目指す。
備蓄倉庫の機材の必要数量について再チェックを行う。	不足する機材を揃えていくと共に、発災時の対応方法について再検証を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	連動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山
			担当者名	蓮池	内線	2845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	建築指導事務費（01-01-01）					
事務事業の種類	新規事業（25年度 24年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律	
終期設定	有	無	27年度	法令等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]				
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]				
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。					
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物					
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間					
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月 都の同意を受ける ・平成20年5月 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 ・平成20年5月 建設環境委員会報告					
必要性	都は防災会議による被害想定を半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進するための計画である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（25年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費等	1,708	847	407	436	423	413		
減価償却費				145	156	161		
【事務分担量】（%）	20	10	5	5	5	5		
合計（+ +）	1,708	847	407	581	579	574	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,708	847	407	581	579	574	0	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	住宅の耐震化率	78	80	81	82	84	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	84	84	85	86	88	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	92	94	94	96	96	27年度目標100%

（問題点・課題 指標分析）	耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。					
	平成22年度実績		平成23年度実績		平成24年度実績	
	耐震診断34件(木造)	耐震診断 1件(非木造)	耐震診断72件(木造)	耐震診断 6件(非木造)	耐震診断92件(木造)	耐震診断 3件(非木造)
耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	耐震設計 6件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	
耐震補強 1件(木造)	耐震補強 1件(非木造)	耐震補強 2件(木造)	耐震補強 0件(非木造)	耐震補強 3件(木造)	耐震補強 1件(非木造)	
耐震建替10件(木造)	耐震建替0件(非木造)	耐震建替43件(木造)	耐震建替 1件(非木造)	耐震建替49件(木造)	耐震建替 1件(非木造)	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）					

問題点・課題の改善策	
平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策を確立する。	特定緊急輸送道路沿道建物等の非木造の建築物の耐震化を推進する体制の構築を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度設定	26年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

況議 （要 質 問 状 旨）	
-------------------------------	--